

令和4年豊能町議会9月定例会議  
議会運営委員会

会 議 録

令和4年9月14日（水）

豊 能 町 議 会

# 令和4年豊能町議会9月定例会議 議会運営委員会

年 月 日 令和4年9月14日（水）

場 所 豊能町役場 大会議室

出席委員 6名  
永谷 幸弘 秋元 美智子 吉田 正子  
寺脇 直子 高尾 靖子

委員外出席 管野 英美子（議長） 永並 啓（副議長）

欠席委員 1名 池田 忠史

議会運営委員会に説明のため出席した者は、次のとおりである。

町 長 塩川 恒敏 副 町 長 川村 哲也  
総 務 部 長 仙波 英太郎

議会運営委員会に職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長 浜本 正義 書 記 清水 義和

本日の会議に付された案件は次のとおりである。

1. 9月定例会議 追加予定議案の審議及び日程について

- ・補正予算 1件（追加議案）

2. その他

午前9時00分 開会

○委員長（永谷幸弘君）

皆さんおはようございます。

ただいまの出席委員は5名であります。

定足数に達しておりますので、議会運営委員会を開会いたします。

引き続き、新型コロナウイルス感染症対策をとらせていただきますので、御了解願います。

議事に入ります前に、本日の議会運営委員会ですが、9月定例会議前の議会運営委員会で、議会最終日の追加議案として、報告1件、契約締結1件があると説明を受けましたが、理事者側より、その2件のほかに、補正予算1件を提出したいとお聞きいたしました。

その補正予算1件につきましては、まだ議案書はできておりませんが、さきの議会運営委員会で説明を受けました追加議案、報告1件、契約締結1件につきましても、議案書ができていない中、その取扱いを審査決定したところでございます。

そして本町議会の議会運営委員会では、これまでも、議案書としてできていない状況でありましても、追加議案として提出されることがわかっているものは、常任委員会への付託の有無など、その取扱いを審査してきたところでございます。

今回につきましても、これまでの慣例に倣い、議案書はまだございませんけれども、その取扱いを審査したいと思いますので、委員の皆様よろしくお願いたします。

なお今後のことですが、追加議案について、議案書ができ上がった後に、議会運営委員会を開き、その取扱いを審査するのがよいのか、これまでの慣例どおりでよいのかは、議会運営委員会で協議しなければならないと思っておりますので、その協議の際

は委員の皆様よろしくお願申し上げます。

それではこれより本日の会議を開きます。

本日の審査日程は御手元に配付のとおりでございます。

まず1番目の9月定例会議追加予定議案の審議及び日程についてでございます。

追加議案について、理事者側から説明を求めます。

仙波総務部長。

○総務部長（仙波英太郎君）

おはようございます。総務部仙波です。

それでは、追加議案について御説明をさせていただきます。

一般会計補正予算1件でございます。内容につきましては、まず1点、高齢者などを対象といたしましたインフルエンザの予防接種の自己負担分の金額に対しまして、大阪府が補助事業を行うこととなりました。それによって、自己負担分がなくなって無償になることに伴いまして予防接種にかかる経費が変わってきますので、その経費についての補正予算が1件。

あと、8月17日の豪雨災害によりまして、今工事中であります戸知山の進入路、こちらのほうがちょっと被災をいたしまして、災害復旧にかかる経費について、この2点について、補正予算を計上するものでございます。

本日の全員協議会で概略を説明させていただきまして、最終的に、議案書としてお渡しできている最終日の全員協議会にも説明をさせていただきまして、最終日に提出をさせていただければと思っております。

よろしくお願いたします。

○委員長（永谷幸弘君）

はい、ありがとうございます。

ただいま説明ございました追加議案、一般会計補正予算の取扱いについては、どのようにしていくのか。

なお、最終日の追加議案、報告1件と契約

締結1件につきましては、さきの議会運営委員会で、委員会付託は省略しまして、議会最終日の全員協議会で説明を受け、本会議で採決となりました。

ということで、先ほど説明がございました件につきまして、同じ扱いとすることで、皆様よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（永谷幸弘君）

御異議ございませんので、そのように決定させていただきます。

次に2番目のその他ですが、何かございませんか。

永並副議長。

○副議長（永並 啓君）

突然で申し訳ございません。

今、議場での討論の件についてちょっと議論していただきたいんですけど、これまで議員の申合せ事項の中で反対討論がなければ賛成討論をしないというような申合せになっています。以前は賛成討論だけでもいいということにはなっていたんですけど、ここ数年の申合せでそういうふうに変わってきております。

ただ、議員の立場として、賛成したからといって、全てがオーケーで賛成という場合ばかりじゃないはずなんです。賛成はするけども、いろんなところを指摘した上で、反対するほどではないけど賛成という場合もあると思うんです。

昨日の決算委員会のところでもそうなんですけど、昨日の決算委員会はちょっと、非常にこれまでの豊能町にないぐらい問題な点が数多くありまして、一番の問題点としましては、決算の審査の中で、審査しなければいけない今後の方向性などの部分が、公共施設再編検討委員会の方向性が出ていないからわからない、出てから考えるというのが数多く見受けられたんです。

その部分に関しては、特別委員会に付託されてはおりますが、ほぼ議員さんもその方向性がわからない限り審査できていない状態なんですね。

それで一応反対はしなかったんで賛成で可決されましたが、やはりその部分も指摘しておかなければ、こういったことは本当は、二度とというか、一度でも本当はあってはいけない話なんですけど、今現状そういう事態になっております。

ですから、最終日の議会の場合でも、反対討論は多分、決算に関してはない可能性も高いんですが、賛成討論を行うことについて、皆さんで御議論していただけたらなと思っております。

○委員長（永谷幸弘君）

先ほど永並副議長から御提案ございました賛成討論の件でございますが、委員の皆様、御意見はいかがでしょうか。

はい、寺脇委員。

○委員（寺脇直子君）

これまでの申合せのことから、変えるってというようなことも含まれてるんですか。

○委員長（永谷幸弘君）

永並副議長。

○副議長（永並 啓君）

ももとは反対討論がなくても、僕が議員を過去にしていたときは賛成討論だけでもあったんですけど、ちょっと僕、4年間いなかった間に、賛成討論だけの討論はしない方向で申合せで決まったというふうに聞いてるんです。

それなんで、でも、ただ若干、ちょっと自己主張が強い賛成討論は別ですけど、先ほど私が言いましたように、賛成はするけどこういったところが課題であるよっていうことを行政に伝えるっていう方法の一つとして賛成討論というのはあってもいいのかなと。そこができれば逆に、賛成した後にはいち

いち附帯決議を全部、毎回出していくような形になりますので、そのために一応賛成討論だけの場合であっても、どういう点があったけど賛成だっていういろいろ議員の個々の事情って変わると思うんで、そういったことができてもいいのかなということ、ちょっと皆さんでお考えをまとめていただけたらと思っております。

○委員長（永谷幸弘君）

どうでしょうか。

秋元副委員長。

○委員（秋元美智子君）

提案されてる問題二つあると思うんですね。

一つは、従来どおり、反対討論があつて賛成討論。賛成討論があつたから今度は反対討論ができる。賛成討論がなければ反対討論もできない。これの見直しが1点。

それからもう一つ、全般的に他の議員たちは賛成、賛成の方向に動いてるんだけど、やっぱりそこで、あえて言っておきたい賛成というのがあると思うんですよ。

ですから、二つにちょっと分けてね、話を進めていきたいと思うんですが、私としては、議員のいろんなその予算に対して反対、なぜ反対かという意味をきちっと表現しておきたいので、賛成討論がなければ反対討論ができないってのは、これちょっと考え直したらいいかなっていうふうには思ってます、まず1点。

それから、もう1点の方の、全般的に賛成なんですけど、ただやっぱり、ここの部分は見過ごせない、行政に考えていただきたいという賛成討論もあつてしかるべきだと思いますので、やっぱりこれもちょっと考え直したらいいかなって正直思ってます。

私の意見です。

それから問題をちょっと二つに分けて進めていったほうが、委員長よろしいんじゃない

いですか。

○委員長（永谷幸弘君）

全体的にね、私も、反対討論があつて賛成討論ができるという、そういうのを作られて、今、副議長おっしゃってるように、賛成討論は単独でもできるんじゃないかということなんですけど。

私は個人的には、別に構わないというふうに思います。

議員の主張もございますので、こうこうで賛成、当然こういうのを条件で賛成しますとか、いろんな方法があると思うんですけども、別に、私自身はそういうことでいいと思いますが、ほかの皆さん、どうでしょうか。

高尾委員。

○委員（高尾靖子君）

討論に参加するいう権利がね、やっぱ議員にはあると思いますので、賛成にも、今おっしゃったような、いろいろ問題点を指摘しながら賛成する、そういうこともあつてもいいんじゃないかと思うんですね。

今、現状では大変いろんな問題抱えている中で判断するいうことは大変難しいことだと思ってるんですけども、だからこそ、こういうときにも、そういう自由にね、討論ができるっていう、反対があるから賛成ではなくてもいいんじゃないかなと思います。そう思ってます。

○委員長（永谷幸弘君）

吉田委員。

○委員（吉田正子君）

おはようございます、吉田です。

私も今ちょっと聞いてたらちょっと頭が混乱して申し訳ない、混乱してるんですけども、賛成討論がなかったら反対できないとか、私も自身も聞いてて、賛成の意見を聞きながら、反対するほどでもない場合もあるし、そこら辺はちょっと本当に、聞かしていただいて難しい判断やなと思います。

その時々で変えていくということは、余計混乱するので、何かしら決断をしないとけないなというのは、今感じてるんですけども。

○委員長（永谷幸弘君）

今は反対討論があって賛成討論できますというの決まりがあるんですけど、まず基本的には、反対討論から始まって、あと賛成、賛成、賛成、反対、別に続いてもいいという、そういうスタイルにするということと私は感じたんですけども。

永並副議長いかがですか。

○副議長（永並 啓君）

委員長おっしゃるとおりです。

○委員長（永谷幸弘君）

そんな感じになるんですけどね。

秋元副委員長。

○委員（秋元美智子君）

多分、こういう形になったってのはそれなりの理由があったと思います。

反対討論があって賛成、賛成の後に反対討論ができる。

けども賛成討論ばかり続けていくっていうところに、過去問題があったはずですが、これ。

そういったところをもっと振り返ってみて、やはり、私は今おっしゃったように賛成討論ばかり並べてくってというのは、ちょっとそこは疑問を持っています。反対討論の権利ってのは大事だと思います。

もう一つは、やっぱり賛成はするけども、この部分だけはどうしても行政に考えてほしいっていう、賛成討論も私はあってしかるべきだと思いますが、単に、いいんじゃないか、いいじゃないかみたいな、そういう賛成討論はちょっと疑問を持っています。

何かそういったところは、過去あったんだと思いますので。

○委員長（永谷幸弘君）

永並副議長。

○副議長（永並 啓君）

本来の議員の権利として討論は別に、賛成でも反対でも全然していいんですけども、過去にそういう、自己主張の強い賛成討論があってというところがあったんで、それはもう、どちらかというと、議員個人の問題、個人の資質の問題に当たるのかなというところで、それはやはり、議会として制限をかけてしまうと、それは一方で、議員の発言できる権利の場を一つ奪うことになるんで、それよりも、どちらかというとそういうのは控えていただくっていうことを、議運なり全協なりの場で、もっと議員各個人にそういうのを理解してもらって各個人の資質を高めていくっていうほうが筋なのかなという印象は受けてます。

○委員長（永谷幸弘君）

管野議長。

○議長（管野英美子君）

おはようございます。管野です。

討論交互の原則っていうのを守ってやっていた。過去に問題があったというのは、演説会っていうようなことが何回もありましたので、そこで見直して、まず反対討論、賛成討論、反対っていう、サンドイッチにするような形でやっていた。

ただ、一市三町の組合とか、水道企業団に行くとき、反対するときは必ず反対討論しないと、簡易採決になってしまっています。

びっくりするのは水道企業団わざわざ反対討論を書く時間まで10分ぐらい休憩の間に提出してくださいっていうことも言われているので、しっかりと、反対のときは特に、意見を言っていたきたいと思っています。

今の永並副議長の提案、私も賛成ですけども、やはり議員の資質が問われると思いますので、私はこの案は賛成ですけど、もし、反対討論やって、賛成、賛成、賛成が続いて、

最後反対そういうルールもいいわけですか。

そこんどこ決めてもらわないと討論交互の原則というのがあるので、そこを決めていただきたいなと思います。

○委員長（永谷幸弘君）

時間もあれなんですけど、私としては、いろんな意見ございますので、全協なり議員総会なりで、議員の皆さんにちょっと声を聞いたらどうかなというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（永谷幸弘君）

ということは一応議長、全協か議員総会を持っていただいて、これを出していただいて、議員さんの意見を聴取してからということでしょうか。

（「はい」の声あり）

○委員長（永谷幸弘君）

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（永谷幸弘君）

特にございませんので、以上で本日の議会運営委員会の案件は全て終了いたしました。よって閉会したいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（永谷幸弘君）

異議なしと認めます。

よって本委員会は閉会することに決定いたしました。

これをもって議会運営委員会を閉会いたします。

どうも御苦労さんでございました。

午前9時17分 閉会

以上、会議の次第を記し、これを証するためここに署名する。

令和 年 月 日署名

豊能町議会 議会運営委員会

委員長